

目標・計画検討ワーキンググループ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

目標・計画検討ワーキンググループ要項の一部を改正する要項

目標・計画検討ワーキンググループ要項（平成20年1月29日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1・第2（略） （組織）</p> <p>第3 WGは、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事 (2) 副学長 (3) 図書館長 (4) 学長補佐 (5) 副病院長 (6) 事務局長 (7) 事務局次長（教務・総務担当） (8) 事務局次長（病院担当）  (削除)</p> <p><u>(9)</u> その他学長が必要と認めた者 若干人</p> <p>2 前項第<u>9</u>号の委員は、学長が委嘱する。 （任期）</p> <p>第4 第3第1項第<u>9</u>号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第1・第2（略） （組織）</p> <p>第3 WGは、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事 (2) 副学長 (3) 図書館長 (4) 学長補佐 (5) 副病院長 (6) 事務局長 (7) <u>総務部長</u> (8) <u>病院事務部長</u> (9) <u>教務部長</u></p> <p><u>(10)</u> その他学長が必要と認めた者 若干人</p> <p>2 前項第<u>10</u>号の委員は、学長が委嘱する。 （任期）</p> <p>第4 第3第1項第<u>10</u>号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

2 前項の委員は再任されることができる。

第5～第7（略）

附 則

この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の目標・計画検討ワーキンググループ要項は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

2 前項の委員は再任されることができる。

第5～第7（略）